

平成 26 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジャパンディスプレイ
代表者名 代表取締役社長 大塚 周一
(コード番号：6740 東証)
問合せ先 執行役員 西 康宏
チーフフィナンシャルオフィサー
(TEL. 03-6732-8100)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 26 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 140,000,000 株
- かかる募集株式数のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係る募集株式数は 77,000,000 株、海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下「海外募集」という。）に係る募集株式数は 63,000,000 株の予定であるが、最終的な内訳は、上記募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（平成 26 年 3 月 10 日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役に一任する。募集株式数については、平成 26 年 3 月 3 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 募集株式の払込金額 未定(平成 26 年 3 月 3 日の取締役会で決定する予定である。)
- (3) 払 込 期 日 平成 26 年 3 月 18 日（火曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 26 年 3 月 10 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。

①国内募集

発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社、藍澤証券株式会社、水戸証券株式会社、マネックス証券株式会社及び日本アジア証券株式会社を引受人として、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、海外募集も中止されるものとする。

②海外募集

海外募集については、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc（以上、英文名でのアルファベット順）、Merrill Lynch International、Deutsche Bank AG, London Branch 及び UBS Limited を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。

③国内募集、下記2. の引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社が共同で行うものとする。

④国内募集、海外募集、下記2. の引受人の買取引受けによる売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及びゴールドマン・サックス証券株式会社とする。

- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年3月10日に決定する予定である。）
- (7) 申 込 期 間 平成26年3月11日（火曜日）から
(国 内) 平成26年3月14日（金曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成26年3月19日（水曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。

- (11) 前記各項のうち、国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記2. の引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。

2. 引受人の買取引受けによる売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 213,900,000株

かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は117,645,000株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は96,255,000株の予定であるが、最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成26年3月10日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役に一任する。売出株式数については、平成26年3月3日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。

(2) 売出人及び売出株式数 ①引受人の買取引受けによる国内売出し

株式会社産業革新機構 89,745,000株

ソニー株式会社 9,300,000株

株式会社東芝 9,300,000株

株式会社日立製作所 9,300,000株

②海外売出し

株式会社産業革新機構 96,255,000株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社、藍澤証券株式会社、水戸証券株式会社、マネックス証券株式会社及び日本アジア証券株式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

②海外売出し

海外売出しについては、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc（以上、英文名でのアルファベット順）、Merrill Lynch International、Deutsche Bank AG, London Branch 及び UBS Limited を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。

- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本引受人の買取引受けによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止された場合には、本引受人の買取引受けによる売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 18,000,000 株（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、平成26年3月10日に決定される予定である。）
- (2) 売出人及び売出株式数 野村証券株式会社 18,000,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の国内募集又は上記2. の引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 18,000,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成26年3月27日（木曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成26年3月28日（金曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成26年3月10日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当増資による募集株式発行を中止する。

- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、本第三者割当増資による募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当増資による募集株式発行も中止される。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 140,000,000 株（国内募集 77,000,000 株、海外募集 63,000,000 株

最終的な内訳は、上記募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日に決定される。）

- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 213,900,000 株
（引受人の買取引受けによる国内売出し 117,645,000 株、海外売出し 96,255,000 株

最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決定される。）

オーバーアロットメントによる売出し 18,000,000 株（※）

- (2) 需要の申告期間 平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）から
平成 26 年 3 月 7 日（金曜日）まで

- (3) 価格決定日 平成 26 年 3 月 10 日（月曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定する。）

- (4) 申込期間 平成 26 年 3 月 11 日（火曜日）から
（国内） 平成 26 年 3 月 14 日（金曜日）まで

- (5) 払込期日 平成 26 年 3 月 18 日（火曜日）

- (6) 株式受渡期日 平成 26 年 3 月 19 日（水曜日）

- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である株式会社産業革新機構（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成 26 年 2 月 14 日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式 18,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、平成 26 年 3 月 19 日から平成 26 年 3 月 20 日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	461,387,900株
公募による増加株式数	140,000,000株
第三者割当増資による増加株式数	18,000,000株（最大）
増加後の発行済株式総数	619,387,900株（最大）

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額（国内募集における手取概算額 82,374 百万円及び海外募集における手取概算額 67,390 百万円）（*）については、全額を中小型ディスプレイ事業における設備投資に充当する予定であります。

具体的には、LTPS 液晶ディスプレイ需要の増加に対応するべく、平成 26 年 3 月期に実施予定の茂原工場 J1 ライン（注 1）への 151,831 百万円の増設投資に加えて、上記手取概算額については、平成 27 年 3 月期に、茂原工場 J1 ラインの月産 50,000 シート化に伴う増設投資として 33,800 百万円、石川サイト能美工場 D2 ライン（注 2）の月産 25,500 シート化に伴う増設投資として 3,200 百万円を充当する予定です。さらに、中国を中心として成長が期待される中価格帯スマートフォン市場戦略や主要顧客の新製品開発ニーズへの速やかな対応を図るためのモジュール工程の製造設備及び検査装置への投資として 17,000 百万円、石川サイトでの有機 EL ディスプレイの試作ライン（月産 4,000 シート）への投資として 12,800 百万円、将来的な技術革新への対応を見据えた研究開発投資として 10,200 百万円を、いずれも平成 27 年 3 月期に充当するほか、顧客の新製品に対応するフォトマスク（注 3）及び金型の開発投資及び更新投資として、茂原工場で 12,500 百万円、石川サイトで 9,000 百万円、東浦工場で 5,000 百万円、鳥取工場で 2,500 百万円、深谷工場で 2,000 百万円、IT 投資を含むその他投資として本社で 1,800 百万円、その他で 500 百万円を、いずれも平成 27 年 3 月期に充当する予定であります。残額につきましては、平成 28 年 3 月期に、当社グループの事業成長を目的とした生産能力拡充や技術革新ニーズへの対応のための設備投資、研究開発投資等に充当する予定であります。

なお、各々の具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

また、本件第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 19,354 百万円（*）については、平成 28 年 3 月期における設備投資及び研究開発投資に充当する予定であります。具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,100 円を基礎として算出した見込額であります。

（注） 1. 「茂原工場 J1 ライン」：茂原工場における第 6 世代（ガラスサイズ：1500mm×1850mm）の液晶ディスプレイ用ガラス基板を製造する LTPS ライン。

※LTPS ライン＝低温ポリシリコン TFT 技術採用ライン

2. 「石川サイト能美工場 D2 ライン」：能美工場における第 5.5 世代（ガラスサイズ：1300mm×1500mm）の液晶ディスプレイ用ガラス基板を製造する LTPS ライン。

3. 「フォトマスク」：液晶ディスプレイの製造工程で使用する回路パターンの原版。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、現時点においては、成長に向けて更に強固な財務基盤を確立するための自己資本の拡充と投資余力及び財務柔軟性の確保を目指し、配当よりも内部留保資金の確保を優先することを基本方針としております。今後、成長投資の資金需要及び財務状況に応じて配当を含めた株主還元の基本方針を見直す予定としております。当事業年度の配当につきましては、研究開発投資と製造ラインへの継続的な設備投資が必要であるとの考えのもと、実施しておりません。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用して参ります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後、成長投資への資金需要及び財務状況に応じて配当を含めた株主還元の基本方針を見直し、株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり当期損失金額(△)	△5,138.90	△17.95	△55.16
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	0円 (-円)	0円 (-円)	0円 (-円)
実績配当性向	0%	0%	0%
自己資本当期純利益率	-	-	-
純資産配当率	-	-	-

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 平成24年3月期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
- 当社は平成26年1月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成24年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
4. 当社は、平成26年1月28日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成23年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、次のとおりとなります。なお、平成23年3月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任あざさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり当期損失金額(△)	△51.39	△17.95	△55.16
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	0円 (-円)	0円 (-円)	0円 (-円)

5. 自己資本当期利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 当社は、平成25年4月1日付で、自らを存続会社として、株式会社ジャパンディスプレイ(以下「旧ジャパンディスプレイ」という。)、株式会社ジャパンディスプレイセントラル、株式会社ジャパンディスプレイウェスト及び株式会社ジャパンディスプレイイーストプロダクツと合併を行い、同日、商号を株式会社ジャパンディスプレイイーストから株式会社ジャパンディスプレイに変更しました。上記の数値は合併前のジャパンディスプレイイーストの配当状況等について記載したものであり、旧ジャパンディスプレイの数値を記載したものではありません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行、上記2. の引受人の買取引受けによる売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社の株主である株式会社産業革新機構、ソニー株式会社、株式会社東芝及び株式会社日立製作所は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から平成26年3月19日（水曜日）（当日を含む。）後180日目の平成26年9月14日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売付等（ただし、上記2. の引受人の買取引受けによる売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨を約束する書面を平成26年3月10日付で差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行、当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、本件第三者割当増資、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を平成26年3月10日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。平成26年2月14日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。